

(答申第136号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成26年8月24日付けで実施機関に対し、『岐阜県職員に関する「昇格選考基準」を決定（又は改正）した決裁文書』についての公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）を、以下のとおり特定し、公開しない部分及び理由を記したうえで、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年10月6日付け人第393号により、異議申立人に通知した。

（特定した公文書）

- ・平成26年1月1日付け昇格者の決定について（伺い） （平成25年12月16日決裁）
- ・平成25年1月1日付け昇格者の決定について（伺い） （平成24年12月20日決裁）
- ・平成24年1月1日付け昇格者の決定について（伺い） （平成23年12月14日決裁）
- ・平成23年1月1日付け昇格者の決定について（伺い） （平成22年12月9日決裁）

（公文書の公開をしない部分及び理由）

- ・昇格選考基準（改正後のもの）

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第6条第6号ニに該当）

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成26年11月3日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件公文書の検索及びその公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び部分公開決定理由説明書に対する意見書において主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件公文書には、改正文や改正理由が明記されず、新旧対照表も添付されていないが、岐阜県の組織においてはそのような決裁文書はあり得ない。

したがって、改正文や改正理由が明記された文書、また、新旧対照表が添付された文書

が別に存在するはずであるため、このような関係文書を検索のうえ、全面的に開示していただきたい。

- (2) 昇格選考基準について、余白以外が非公開とされているが、当該文書に記載されている事項の一文字も開示できないとは到底考えられないため、真に非公開とすべき部分とそれ以外の公開されるべき部分とを厳正に区分して、改めて部分公開の決定をされたい。

第4 実施機関の主張

実施機関が、非公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書には、昇任を伴う昇格を除いた昇格に関して、その候補者を選定する際の昇格選考基準その他運用事項が個別具体的に記載されているほか、懲戒処分を受けた者に対する昇格の取扱い等についても記載されているものであり、人事担当組織内であっても限られた職員のみがその内容を知り得る機密性の高い文書である。

2 本件処分の理由について

- (1) 昇格選考基準の改正については、昇格者の決定に関する文書とともに、その改正後の基準に関する文書を作成し、決裁する形式をとっており、改正文や改正理由の記載、新旧対照表の添付はしていない。

- (2) 本件公文書は、実施機関が行う昇格候補者の選定に関するものであることから、県の機関が行う事務に関する情報に該当する。

これを公開した場合、職員はその基準に照らし合わせることによって、昇格している者とそうでない者の評価が明らかになり、その結果、職員によっては勤労意欲が低下したり、また、当該評価を行った者への不満等を抱く者が生ずることも考えられる。

また、基準を満たす候補者の全てが昇格しているものではないことから、本件公文書を公開した場合、選考を行う者が、昇格しなかった候補者の抱く評価に対する不満を危惧し、その候補者の全てを昇格させるなど、人事の硬直化を招来し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条に反する事態を生ずるおそれがある。

- (3) 本件公文書における非公開部分については、本件処分と同様に非公開決定とした別件処分に対する異議申立てについて諮問したところ、別件処分は妥当であるとの答申（平成24年7月13日付け答申第105号及び平成26年7月28日付け答申第131号（以下「答申第131号」という。））を受けている。

また、当該非公開決定に係る取消訴訟（平成24年（行ウ）第29号）に係る岐阜地方裁判所の判決（岐阜地裁平成25年7月17日判決。以下「地裁判決」という。）においても、昇格選考基準に記載されている情報は、県の人事管理に係る事務に関する情報であって、公開されることによって県の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものというべきであり、条例第6条第6号ニの非公開情報に該当するから、別件処分は適法である旨の判断がなされ、同判決は既に確定している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

- (1) 異議申立人は、昇格選考基準について、改正文や改正理由が明記された文書又は新旧対照表が添付された文書が別に存在するはずであるから、こうした関係文書を搜索し、全面的に開示すべきと主張する。

しかし、昇格選考基準の改正は、改正後の昇格選考基準及び昇格者の決定に関する文書がともに作成され、これらがいずれも一体的に知事的意思決定を経ていることが認められる。そうすると、異議申立人が言うような改正分や改正理由が明記された文書又は新旧対照表が添付された形式によらなくとも決裁権者である知事的意思決定を経たことに実質的に変わりはないというべきである。

したがって、実施機関における対象公文書の特定についても、特段不自然な点は認められず、この点についての本件処分は、妥当である。

- (2) 次に、異議申立人は、昇格選考基準について、記載されている事項の一文字も開示できないとは到底考えられないため、公開できる部分を公開すべきであると主張する。

しかし、昇格選考基準のすべてを非公開とする決定をした事案の取消訴訟に係る地裁判決において、昇格選考基準に記載されている情報は、県の人事管理に係る事務に関する情報であって、公開されることによって県の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものというべきで、そのすべてが条例第6条第6号ニの非公開情報に該当する旨が判示されているところであり、当審査会においても、答申第131号に示すとおり、同様に判断するものである。

したがって、この点についての本件処分は、妥当である。

2 結論

よって、その余の主張について判断するまでもなく、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成26年11月13日	実施機関から諮問を受けた。
平成26年12月16日	実施機関から部分公開決定理由説明書を受領した。
平成26年12月22日	異議申立人に部分公開決定理由説明書を送付した。
平成27年1月5日	異議申立人から部分公開決定理由説明に対する意見書を受領した。
平成27年1月6日	実施機関に部分公開決定理由説明に対する意見書を送付した。
平成27年2月19日 (第129回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年3月20日 (第130回審査会)	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成27年4月23日	諮問事案の審議を行った。

(第131回審査会)	
------------	--

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会連合会女性部副部長	
	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)